

八戸工業高等専門学校受託試験取扱規則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

最終改正 平成 27 年 3 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 八戸工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、本校以外の者からの依頼に応じ
て行う試験、分析、鑑定等（以下「試験」という。）の取扱については、独立行政法人国立高等専
門学校機構受託試験取扱規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 48 号。以下
「受託試験規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(試験料)

第 2 条 試験料は、受託試験規則別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる試験以外の試験及び
その試験料については、その都度定める。

(試験の依頼)

第 3 条 試験を依頼しようとする者（以下「委託者」という。）は、受託試験依頼書（別紙第 1 号様
式）を地域テクノセンター長を経て、校長に提出しなければならない。

(試験の受託)

第 4 条 校長は、前条の依頼があったときは、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育
研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合は、これを受諾し、受託試験承諾書（別紙第
1 号様式）により委託者に通知するものとする。

2 前項の受託にあたっては、地域テクノセンター長が当該試験担当者の所属する総合科学教育科
長、コース長と協議するものとする。

(試験料の納付)

第 5 条 委託者は、受託の通知を受けたときは試験料を指定の期日までに納付しなければならない。

2 納付済みの試験料は、還付しない。

(試験結果の通知)

第 6 条 校長は、試験の結果を受託試験成績書（別紙第 2 号様式）により、委託者に通知するもの
とする。

(試料の処理)

第 7 条 委託者が提出した試料は、原則として返還しない。

2 天災その他不可抗力によって生じた試料の損害に対しては、本校はその責を負わない。

(試験料の使途)

第 8 条 納付された試験料のうち 70%に相当する額は当該試験担当者に配分するものとし、30%に
相当する額については受託試験遂行のため本校において必要となる管理的経費に使用する。

(事務)

第 9 条 受託試験に関する事務は総務課が処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 八戸工業高等専門学校受託試験取扱規則（昭和51年8月31日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成17年2月14日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

受 託 試 験 依 頼 書

平成 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

委託者 住所
氏名 印

下記のとおり受託試験を依頼いたします。

記

- 1 目 的
- 2 依頼試験名
- 3 試験数量
- 4 試料提出希望年月日 平成 年 月 日
- 5 成績書受理希望年月日 平成 年 月 日

受 託 試 験 承 諾 書

平成 年 月 日

上記受託試験の依頼について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 受託試験料金 円
(別添の請求書により納付すること。)
- 2 試料提出年月日 平成 年 月 日
- 3 成績書提出期限 平成 年 月 日

八戸工業高等専門学校長
印

別紙第2号様式（第6条関係）

受 託 試 験 成 績 書

平成 年 月 日

委託者氏名 殿

八戸工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けで依頼のありました受託試験の結果は、別紙のとおりです。